

## その他

Q30

土壌汚染対策法に罰則はありますか？

土壌汚染対策法では様々な罰則を規定しています。土地所有者等に適用される可能性がある土壌汚染対策法の罰則を表30-1に示します。これら罰則の多くは廃棄物処理法等と同様に行為者と法人の双方を罰する両罰規定になっています。

表30-1 土壌汚染対策法の罰則

罰則の対象となる行為	刑罰の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染状況調査の報告又は報告の内容の是正命令に違反した場合</li> <li>・ 土壌汚染のおそれがある土地において土地の形質の変更を行う場合の調査命令に違反した場合</li> <li>・ 人の健康被害のおそれがある土地に対する調査命令に違反した場合</li> <li>・ 要措置区域において指示措置等の実施命令に違反した場合</li> <li>・ 形質変更時要届出区域において土地の形質の変更の計画変更命令に違反した場合</li> <li>・ 汚染土壌の運搬方法の変更命令又は汚染土壌処理業者への処理の委託命令に違反した場合</li> <li>・ (汚染土壌処理業者に委託しなかった場合)汚染土壌の拡散防止措置命令に違反した場合</li> <li>・ 要措置区域において土地の形質の変更を行った場合</li> </ul>	<p style="text-align: center;">1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法3条ただし書の確認を受けている土地において土地利用方法の変更について届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更の届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・ 形質変更時要届出区域において土地の形質の変更の届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・ 要措置区域等からの汚染土壌の搬出の届出又は変更の届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・ 汚染土壌処理業者以外の者に汚染土壌の処理を委託した場合</li> <li>・ 汚染土壌の運搬・処理を委託する際に管理票を交付しなかった場合又は虚偽の記載をした管理票を交付した場合</li> <li>・ 管理票又は送付された写しを保存しなかった場合</li> </ul>	<p style="text-align: center;">3カ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要措置区域等内の土地の状況、指示措置等の実施状況又は土地の形質の変更の実施状況に関する環境大臣又は都道府県知事に対する報告を行わなかった場合又は立入検査を拒み、妨げ又は忌避した場合</li> </ul>	<p style="text-align: center;">30万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形質変更時要届出区域に指定された際に既に着手していた土地の形質の変更又は非常災害のための応急措置として実施した土地の形質の変更について14日以内に届け出なかった場合</li> <li>・ 非常災害のための応急措置として実施した要措置区域等からの汚染土壌の搬出について14日以内に届け出なかった場合</li> <li>・ 定められた期間内に運搬業者又は処理業者から管理票の写しの送付がなかった場合に、運搬又は処理の状況を把握し、都道府県知事へ届け出なかった場合</li> </ul>	<p style="text-align: center;">20万円以下の罰金</p>